

## 標識類の英語表記

福島陵

### 1. はじめに

道路を車で走っていたり歩いていたりとすると、さまざまな標識や看板に出会う。その種類は、目的地までのルートや距離を示した標識や、公共施設、地名、河川名などを示した標識、信号機などに取り付けられている地名標識などさまざまである。そしてそれらに共通するのは、日本語の漢字とひらがなでの表記の下に、英語表記が付けられていることである。この英語表記は、おもに日本語を母語としない外国人のために付記されているのであるが、設置個所によって異なる表記方法を採用していることがあり、表記の揺れが目立つ。特に地名の固有名詞部分と一般名詞部分の区別に、その不統一は目立っているように思われる。

本来、外国人のための英語表記であるなら、表記方法を統一し、いかにその標識を外国人に理解させるか、という点に注意が払われるべきである。しかし上記の状況を見る限り、この英語表記は十分に外国人の役に立っているとは言えないのではないだろうか。

そこで本稿では、それら標識類の英語表記の実態を調査し、その問題点を考察してみることにする。

### 2. 道路標識の設置基準

道路標識の設置には、下記のように法令によって基準が定められている。

- ・大正 11 年「道路警戒標及道路方向標ニ関スル件（内務省令第 27 号）」
- ・昭和 17 年「道路標識令」…内容の充実が図られた。
- ・昭和 25 年「道路標識令」改正…ローマ字表記の登場。

現在は、昭和 35 年、「道路標識令」を発展的に解消して制定された「道路標識、区画線及び道路標識に関する命令」（昭和 61 年 10 月改正、以下

「標識令」)に依り、具体的な設置に関しては「道路標識設置基準」(以下「設置基準」)が定められている。そして、そこではローマ字併用表記が明文化されている。

### 3. 英語表記の調査

まず、道路上に設置された標識類を調査し、全 183 例の表記を「駅」、「学校」、「市町村名」といったカテゴリごとに分類した。これらは、表記の構成要素によって分類すると、〔固有名詞〕のみが表示されているものと、〔固有名詞〕+〈普通名詞〉で表示されているもの、〈普通名詞〉のみ表示されているものに分けられる。

- 〔固有名詞〕のみ：豊野支所、昭和通り、長野県庁、サンロードなど
- 〔固有名詞〕+〈普通名詞〉：柳原駅入口、田園調布警察前など
- 〈普通名詞〉のみ：修道院、染料植物園

調査結果を整理すると【表 1】のようになる。

【表 1】	用例数	割合
〔固有名詞〕	166	90.7%
〔固有名詞〕+〈普通名詞〉	15	8.1%
〈普通名詞〉	2	1.0%
合計	183	99.8%

(小数点第二位以下は切り捨てたので、合計は 100%にならない)

### 4. 〔固有名詞〕+〈普通名詞〉15 例について

まず、表記が〔固有名詞〕+〈普通名詞〉で構成されているものについて検討することにする。このタイプは、183 例中 15 例 (8.1%) 存在する。例えば、以下のようなものである。

- 〔小布施橋〕+〈東〉：〔Obusebashi Bridge〕+〈higashi〉
- 〔サラダ街道〕+〈入口〉：〔Salad Road〕+〈Ent.〉

〔柳原駅〕 + 〈入口〉 : [Yanagihara Sta.]

〔長野駅〕 + 〈前〉 : [Nagano Sta.]

〔田園調布警察〕 + 〈前〉 : [Den-enchofu Police Sta.]

これらについて注目されるのは、すべて交差点の信号機に取り付けられた標識で、交差点のある地点がどこかを示すものだという点である。それを示す方法として、

A: 地名を表示して示す (例・長野市、大門、かるかや山)  
方法が挙げられるが、それが困難な場合には、

B: 目印となる施設や地名との位置関係で示す (例・長野駅前、田町西)  
ことで代わりとすることになる。この場合、東西南北や入口のように位置関係を示すための〈普通名詞〉が必要となるため、〔固有名詞〕 + 〈普通名詞〉という形をとることになる。

以上のことから考えて、上記の15例はすべて、Bに属するものであるといえる。

そこで、視点を変えて調査した183例を見てみると、この15例以外は特定の施設がどんな施設であるかを示していることに気づく。当然、それらは「ビッグハット」、「長野駅」のように原則として〔固有名詞〕だけで表記されることになる。

## 5. 〈普通名詞〉2例について

次に、標識類の表記が〈普通名詞〉のみで構成されているものについてであるが、このタイプは「染料植物園」と「修道院」の2例のみであった。これらは「高崎市染料植物園」「多治見修道院」という正式名称で表示すれば、〔固有名詞〕で表示された標識類と同じだとみなせる。つまりこれらは、『道路標識設置基準・同解説』（以下、『設置基準解説』とする）における、

「県庁、市役所、空港等周辺に該当する施設が一つしかなく、間違うおそれがない場合には固有名詞のローマ字表記を省略することができる。」

に拠ったものであると考えられる。

## 6. 【固有名詞】166例について

【表1】の183例のうち166例(90.7%)を占めているのが【固有名詞】のみで表示されている標識類である。その点で、このタイプが標識類の中で最も一般的な存在だと言ってよい。

### 6.1. 構成要素に注目した考察

166例を、【固有名詞】の中でもさらに地名などを示した部分である【固有名詞部分】(英語に直せない日本語)と、「空港」、「合同庁舎」のような【普通名詞部分】(英訳できる施設名など)に注目して分類すると、次のようになる。

なお、以下、施設名や地理・地形名そのものを表す【固有名詞】と区別するため、【固有名詞】に含まれる固有名詞部分を[ ]、普通名詞部分を{ }で表すことにする。また、【表1】では166例だったが、ひとつの施設名に対して2種類以上の表記方法がある場合があることから、以下ではそれらを合算して合計178例になっている。

A: 【固有名詞部分】 + {普通名詞部分} (152例、85.1%)

[名古屋] + {港} (Nagoya Port)

[伊吹] + {山} (Mt. Ibuki)

[若松町] + {交番} (Wakamatsucho Koban)

[野尻] + {湖} (Lake Nojiriko) など

B: 【固有名詞部分】 + 《行政区画部分》 + {普通名詞部分} (14例、7.8%)

[長野] + 《市》 + {役所} (Nagano City Office)

[長野] + 《県》 + {庁} (PREF.OFIICE) など

C: 【固有名詞部分】 + 《行政区画部分》 + [固有名詞部分] + {普通名詞部分} (6例、3.3%)

[長野] + 《県》 + [北信] + {合同庁舎} (Nagano Pref. Hokushin Office)

D: {普通名詞部分} + [固有名詞部分] (1例、0.5%)

{有料道路} + [尾張パークウェイ] (TOLL ROAD Owari Park Way)

E: [固有名詞部分] のみ (5例、2.8%)

[サンロード] (Sun Road)

[リバース和戸] (Rebirth WADO) など

上記により、全体の85%を占めているAのような表記方法が、標識類の表記の基本形であると考えられる。

A以外に目を向けてみても、何らかの理由で[固有名詞部分] + {普通名詞部分} が少し複雑な形に変化しただけで、原型は[固有名詞部分] + {普通名詞部分} だと考えてよいものが少なくない。

例えば、BやCはAに《行政区画部分》が加わっただけであり、Aの表記に準じているといえる。

A: [固有名詞部分] + {普通名詞部分}

B: [固有名詞部分] + 《行政区画部分》 + {普通名詞部分}

C: [固有名詞部分] + 《行政区画部分》 + [固有名詞部分] + {普通名詞部分}

《行政区画部分》とは、例えば「長野県庁」の「県」の部分である。「Nagano Prefectural Office」の表記は、[固有名詞部分]である[長野(Nagano)]と{普通名詞部分}である{庁(Office)}から成るが、それらをつなぐ「県」は、「長野県」の一部ではなく、Prefectural、つまり「県の」という意味で用いられ、「庁舎」にかかる。そうした理由からここではAとは区別し、「県」を《行政区画部分》として分類した。

よってAの表記に準じたB、Cの表記は、[固有名詞部分]を日本語の発音どおり表記し、{普通名詞部分}を英語表記するという『設置基準解説』の趣旨に沿っていると言える。

以上のことから、A、B、Cの合計172例(96.6%)は、原則として[固有名詞部分] + {普通名詞部分} であると考えられる。

次に、1例のみ見つかったDに目を向けたい。

「有料道路尾張パークウェイ」は、{有料道路}と[尾張パークウェイ]とに分けることができる。構成要素が[固有名詞部分]と{普通名詞部分}のみなので、Aの類型と考えることができるが、表記方法に関わらず{普通名詞部分}が[固有名詞部分]より前に置かれているのでAに分類できない。但しAには「五輪大橋有料道路」という表記例があるので、これにならない「尾張パークウェイ有料道路」と表記を改めることも可能であると考えられる。(現在は無料開放されているため、この表記は消滅した。)

最後に、[固有名詞部分]のみで構成されたEに目を向ける。この表記は標識類における割合こそ少ないが、「山田花子」が「Yamada Hanako」と[固有名詞部分]のみで表記されているように、固有名詞の表記としては一般的なものである。

これらは「サンロード」、「リバース和戸」のように、施設名を直接表すような{普通名詞部分}がないので、[固有名詞部分]のみがそのまま表記されている。名称自体に{普通名詞部分}が含まれていないことから、当然、Aとは異なる類型であると言える。

以上を総合すると、類型の異なるE(5例)と、Aの類型でありながら例外的存在であるD(1例)を除く172例がAの[固有名詞部分]+{普通名詞部分}の形に準じた表記になっていることがわかる。調査した標識類の98.9%が[固有名詞部分]+{普通名詞部分}のタイプであるAの類型であったわけだが、これは『設置基準解説』に示された表記に則った表記方法と言え、調査したほぼすべての標識類は「設置基準」を守っていると言える。

## 6.2. 表記に注目した考察

そこで次に、6.1.で分類した178例を、表記の方法によって細分類してみる。

A: [固有名詞部分] + {普通名詞部分}

A-a: [日本語表記] + {英語表記} …82例

例・豊野支所: [Toyono] + {Branch Office}

A-a': {英語表記} + [日本語表記] …4例

- 例・長野市街：{Central} + [Nagano]、伊吹山：{Mt.} + [Ibuki]
- A-b：[日本語表記] + {日本語表記} …24例
- 例・若松町交番：[Wakamatsucho] + {Koban}
- A-c：[日本語表記] + {日本語表記と英語表記の重複} …30例
- 例・昭和通り：[Showa] + {dori St.}、善光寺：[Zenko] + {ji Temple}
- A-c'：{英語表記} + [日本語表記] + {日本語表記} …6例
- 例・榛名山：{Mt.} + [Haruna] + {san}、野尻湖：{Lake} + [Nojiri] + {ko}
- A-d：[日本語表記+英語表記] + {英語表記} …3例
- 例・千曲中央病院：[Chikuma Central] + {Hospital}
- A-e：[英語表記] + {英語表記} …3例
- 例・中部国際空港：[Central Japan] + {International Airport}
- B：[固有名詞部分] + 《行政区画部分》 + {普通名詞部分}
- B-a：[日本語表記] + 《英語表記》 + {英語表記} …12例
- 例・長野市役所：[Nagano] + 《City》 + {Office}
- B-a'：[固有名詞（表記省略）] + 《行政区画》 + {英語表記} …2例
- 例・長野県庁：《PREF.》 + {OFFICE}
- C：[固有名詞部分] + 《行政区画部分》 + [固有名詞部分] + {普通名詞部分}
- C-a：[日本語表記] + 《英語表記》 + [日本語表記] + {英語表記} …6例
- 例・長野県北信合同庁舎：[Nagano] + 《Pref.》 + [Hokushin] + {Office}
- D：{普通名詞部分} + [固有名詞部分]
- D-a：{英語表記} + [日本語表記] …1例
- 例・有料道路尾張パークウェイ：{TOLL ROAD} + [Owari Park Way]
- E：[固有名詞部分]のみ
- E-a：[英語表記] …4例
- 例・サンロード：[Sun Road]、ビッグハット：[Big Hat]
- E-b：[英語表記+日本語表記] …1例
- 例・リバース和戸：[Rebirth WADO]

上記により、178例のうち、A-a、B、C、D、Eのように〔固有名詞部分〕を日本語表記、〔普通名詞部分〕や《行政区画部分》を英語表記しているものは108例、全体の60.6%に達することがわかる。裏返せば、〔普通名詞部分〕を英語表記していないものや〔固有名詞部分〕であるにも関わらず英語表記にしているものなどが4割程度存在するということである。

『設置基準解説』においては、

「道路標識は国連条約の趣旨、従来 of 慣習等に基づき、固有名詞についてはヘボン式、普通名詞については、英語により表記するものとする。」

と記されていることから、そうした4割の表記は、『設置基準解説』を満たしていないと言えるのではないだろうか。

そこで以下、『設置基準解説』に沿わないと考えられる表記について、個々に検討していきたい。

まず、A-b (24例、13.4%)は「若松町交番 (Wakamatsucho Koban)」や「志賀高原 (Shigakogen)」のように、〔普通名詞部分〕の「交番」や「高原」を英語表記せず日本語のまま表記している。特に「交番」は調査したすべてが「koban」と日本語表記されていた。これは、「交番」という言葉が世界中に知れ渡っているとの見解が働いているのだろうが、実際にそれほど世界に浸透しているかどうかという点には疑問が残る。

中には、「古戦場 (kosenjo)」や「宿場」を示す「～宿 (～juku)」のように、日本固有の文化であるので、英語表記することが難しく、日本語表記が採用されているものも含まれているが、〔普通名詞部分〕を日本語表記することは『設置基準解説』に沿わないばかりか、本来の目的である外国人に対して不親切な表記と言えるのではないだろうか。〔普通名詞部分〕は極力英語表記にすべきではないだろうか。

次に順序は異なるが、A-dやA-eに目を向けたい。A-cについては、次項で考察を行ないたい。

A-dは、〔固有名詞部分〕の一部、または全部が英語表記になっている例である。例えば「横浜港 (よこはまみなと) 郵便局」は、「横浜港」が〔固有名詞部分〕であるが、「Yokohama Port Post Office」と表記され、「港」が「Port」と英語表記されている。〔固有名詞部分〕を英語表記す



ることは、先述の『設置基準解説』に沿わないものである。加えて、その一方で「Yokohama Minato Post Office」という表記も存在し、標識ごとに表記方法が統一されていないのが現状である。

A-eの「中部国際空港」に至っては、「中部」が「Central Japan」と表記され、「Chubu」という日本語の発音は全く残っていない。さらに「Chubu Int. Airport」とした表記が併存することで、標識ごとの統一が図られていない現状があり、これらのことが、外国人との間で交わされる道案内などの場面で、うまく情報が伝わらないなどの弊害を引き起こす可能性があるのではないかと危惧する。

以上のように、『設置基準解説』を忠実に守った表記は約6割にとどまり、国際化のための表記の統一には、課題が多々残されていると言えよう。

### 6.3. 表記が重複しているものの考察

A-cのような、日本語表記と英語表記が重複しているものも注目される。以下にいくつか例を示す。なお、重複とは、「県庁通り」を「県庁」（〔固有名詞部分〕）と「通り」（〔普通名詞部分〕）に分けたとき、〔普通名詞部分〕を{dori St.}と、「dori」という日本語表記と、「St.」という英語表記を重複して表記するような場合である。

A-c: [日本語表記] + {日本語表記と英語表記の重複}

[県庁] + {通り} : [Kencho] + {dori St.}

[市民] + {会館} : [Shimin] + {kaikan Hall}

[敷島] + {公園} : [Shikishima] + {koen Park}

[布施] + {温泉} : [Fuse] + {onsen Spa}

[犬山] + {城} : [Inuyama] + {jo Castle}

[善光] + {寺} : [Zenko] + {ji Temple}

[古牧] + {橋} : [Komaki] + {bashi Bridge}

[犀] + {川} : [Sai] + {gawa River}

[米子] + {瀑布} : [Yonako] + {bakufu Falls}

[飯綱] + {高原} : [Iizuna] + {kogen Height}

[信州新] + {町} : [Shinshushin] + {machi Town} など

A-c' : {英語表記} + [日本語表記] + {日本語表記}

[伊吹] + {山} : {Mt.} + [Ibuki] + {yama}

[御嶽] + {山} : {Mt.} + [Ontake] + {san}

[白樺] + {湖} : {Lake} + [Shirakaba] + {ko} など

上記のように、全 178 例のうち 36 例 (20.2%) で表記の重複が見られた。中でも、「寺社仏閣」、「温泉」、「城郭」などの場合が、その他の施設名などと比べて重複する割合が高い。これは前述のとおり、日本固有の施設名であることが影響しているのではないだろうか。

また、「通り、街道、筋」や「橋」といった施設では、全用例のうち約半数が重複表記をしている。しかし『設置基準解説』では、「千代田橋」を「Chiyoda Bridge」と例示しているので、少なくとも「橋」を表示した 7 例の重複表記は、『設置基準解説』を満たさないことになる。

河川名や山岳名といった地理・地形名は、重複表記が見られた名称の河川、山岳名を示す標識 20 例のうち 12 例 (60.0%) で重複表記している。施設名が重複表記をする 47.9% よりも高い割合である。これは、「川」、「山」、「湖」等が固有名詞の一部として切り離せない、と『設置基準解説』にあることから、それに則ったものであると考えてよい。

#### 6.4. 英語表記が短縮されているものの考察

最後に、英語表記が短縮されているものが注目される。

Sta. = Station Ent. = Entrance Met. = Metropolitan

Pref. = Prefecture、Prefectural

Vil. = Village Mt. = Mountain St. = Street Ave. = Avenue

全用例を通覧すると、以上のような場合に、短縮形が用いられる場合が多いことがわかる。これらは、一単語が長いので、標識にそのまま表記した場合収まりきらない可能性がある。そのため、こうした短縮表記が採用されているものと考えられる。『設置基準解説』においても、

「なお、ローマ字の併記は判読性を確保するうえで字数を少なくすることが望ましいので、道路利用者に誤解なく判断できるものについては英語のつづりを短く略することができる。」

とあることに基づいて、むしろ積極的に表記を短縮しているのではないか。

例えば「Station」では、「駅」を示す場合のほかにも、「警察署」を示す「Police Station」でも短縮形が用いられている。また、「村」を示す「Village」は「Vil.」という短縮形が採用されている場合がある。しかし「市」や「町」の場合は、短縮されていない表記がほとんどである。これも、字数が比較的多い「Village」は短縮され、「Town」や「City」のようにスペリングが短い語は短縮されないことの典型例ではないだろうか。

一方、「Prefecture」と「Prefectural」は、それぞれ名詞形、形容詞形の違いがあるにもかかわらず、短縮形は同じ形が採用されている。「Pref.」の後に語が続く場合は形容詞形であると考えられるが、短縮することでどちらの短縮形か分からなくなる可能性も否定できない。『設置基準解説』にあるように、道路利用者に誤解なく判断できるようにするためには、両者の短縮形を異なるものにすべきではないだろうか。

## 7. おわりに

ローマ字併用表記がなされている標識類には、英語表記と日本語表記という、さらに二通りの表記方法が採用されている。前述した通り、施設名や地理・地形名に対して、〔固有名詞部分〕は日本語の発音どおりにローマ字表記した日本語表記で、{普通名詞部分}は英語のスペリングによってローマ字表記をした英語表記がされていることが多かったのだが、中には{普通名詞部分}であるにもかかわらず日本語表記がなされているものや、反対に〔固有名詞部分〕でありながら英語表記にしているものも見られ、表記方法の統一は実現されているとは言えない。

「道路標識設置基準」やその細かな解説をしている『道路表記設置基準・同解説』などでは、ローマ字併用表記についていくつかの例を挙げながら表記の方法を示している。しかし、それに則った表記がなされている標識類もある一方で、〔固有名詞部分〕と{普通名詞部分}を重複して表記す

るなどの『設置基準解説』に沿わない表記を採用している標識類も少なからず見受けられるのである。

標識類の英語表記にはなお不統一があるという現状がよくわかったのだが、これらにはまだ改善の余地が多く残されている。この稿で統一の方法を具体的に示すことができなかつたことが残念ではあるが、これからも街中の標識類の英語表記に積極的に注意を払っていきたいと思っている。

【参考文献・ホームページ】

社団法人日本道路協会（1978）『道路標識設置基準・同解説』丸善（株）  
国土交通省道路局（<http://www.mlit.go.jp/road/> 2008.9.）

（ふくしまりょう 青梅市立第三中学校）